

【参考資料】県教育委員会作成  
県いじめ問題対策委員会の答申時  
(平成31年3月26日) 取材用に  
配布されたもの

## 答申の概要

### 1 諮問年月日

平成30年10月31日(水)

### 2 審議経過

#### 【委員会の開催状況】

第1回：平成30年10月31日

第2回：平成30年11月30日

第3回：平成31年 1月11日

第4回：平成31年 2月 6日

第5回：平成31年 3月 8日

### 3 事案の概要

今年度、県立学校において、友人間で、複数回にわたる暴力と金銭強要が発生した事案である。8月下旬に、外部から学校教育課へ情報提供があり、学校教育課から当該校へ連絡した。その後、学校は事案についての事実の把握と対応を行った。

### 4 調査について

#### (1) 対象生徒

- ・被害生徒 A
- ・加害生徒 B

#### (2) 調査の方法

学校が事案について調査し、本委員会の事務局に提出した調査結果を精査した。また、事案の内容等について改めて学校に確認をした。

校長及び教頭に対して、委員会への出席を求め、AとBの状況や事案への対応等について、委員が直接聞き取りを行った。

本委員会の指示により、本委員会の事務局がAの保護者と面談を行った。

### 5 調査の結果に対する委員会の見解

AはBからの継続的な暴力と総額約15万円に及ぶ金銭強要の被害を長期にわたり受けていることから、本事案は、法第28条第1項第1号の生命心身財産重大事態に該当すると判断する。

当該校における初期対応、組織的対応及び管理職のマネジメントに関して課題があった。

教育委員会の関わりとして、学校の初期対応に遅れが見られるなど課題もあることから、教育委員会から学校への正確な情報伝達や、より積極的な指導・助言が必要であった。

## 6 本事業に関する課題について

学校は、AがBから暴力を受けていることを知ったにも関わらず、AがBへの指導やAの保護者への連絡を望まなかったことを理由に、事実確認が十分でなく、Bへの指導が行われていなかったため、本事業の早期解決につなげることができなかった。

外部から提供された情報には、暴力と金銭強要の被害の疑いを示唆する内容が含まれていた。学校が本事業の重大性を認識し、関係する教職員と本事業の内容を共有していれば、初期対応がスムーズに進んだのではないかと考える。

校内いじめ対策委員会は適切な委員構成とその役割について、実効性のある組織でなければならなかった。

全教職員が学校いじめ防止基本方針に則った取組や対応について確認し、共通理解することが重要であった。

学校は、外部から提供された情報について、情報源やその内容については慎重な取扱いをする中でも、事案を把握するために、被害生徒を「守り通す」という学校の姿勢を示して、被害生徒を説得し、速やかに事実確認を行うなど様々な手法を用いて、事案を把握する努力をする必要があった。

## 7 同種の事態の発生の防止のための対処の在り方について

事案に対する早期対応については、教職員間の情報共有が不可欠である。早期に対応していくためには、校長のマネジメント力の強化とともに、学校の校内いじめ問題対策委員会を適切に機能させていくことが必要である。

口外されることを望まない被害者の思いに寄り添うことと、被害者の生命心身財産を守り通すことの両者を統合した対応が求められる。こうした点を取り入れた研修にも取り組むことが今後必要である。

教育委員会が外部から提供された情報を学校に提供するケースにおいては、情報が伝達される間に重大性や緊急性が伝わらない可能性があるため、教育委員会は、学校への情報提供の在り方として、口頭だけでなく、書面でも行うなど方法を検討すべきである。

「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という認識を持ち、学校は一丸となり、全教職員が役割と責任を果たし、いじめ防止対策推進法の理解と各学校のいじめ基本方針に基づいた取組を進めることが重要である。

学校は、日頃から生徒との信頼関係の構築に努め、日常生活の中で教職員からの声かけや見守り等を行うなど、生徒が気軽に相談できる環境をつくることが重要である。